

京都大学薬学部組織に関する規程

(平成十六年達示第二十九号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学薬学部（以下「薬学部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部長)

第二条 薬学部に、学部長を置く。

2 学部長は、薬学研究科長が兼ねるものとする。

3 学部長は、薬学部の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 薬学部に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(学科及び学科目)

第四条 薬学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。

総合薬学科 物理・薬化学、生物・分子薬学、生命・臨床薬学

(内部組織)

第五条 この規程に定めるもののほか、薬学部の内部組織については、学部長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 薬学部長の任期について（昭和三十七年三月六日協議会可決・総長裁定）は、廃止する。